

平成20年度から国民健康保険税は

変わります

平成20年4月より75歳以上の方が全員加入することとなる「後期高齢者医療制度」が始まります。

これまでは75歳（一定以上の障がいのある方は65歳）以上の方は国保や健保組合などの医療保険制度に加入しながら老人保健制度で医療を受けていましたが、平成20年度からは新たに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

国民健康保険税の算定に新たに

「後期高齢者支援金」が加わります

後期高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保険加入者の保険税の算定方法が平成20年度より変わることとなります。

これまで国民健康保険税は医療分と介護分（40歳から64歳の方）とを併せて課税させていたのですが、平成20年度より新たに「後期高齢者支援金」を合算して課税することとなります。

後期高齢者支援金

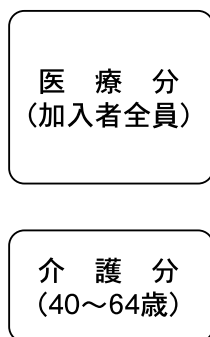
とは…

後期高齢者医療にかかる費用のうち、後期高齢被保険者自身が医療機関で支払う窓口負担を除いた分を、公費（国、県、市、町）から約5割、後期高齢被保険者の皆さんから保険料として納めていただく分として1割、残りの約4割を現役世代（0～74歳）からの支援（後期高齢者支援金）として各保険者が負担することとなります。

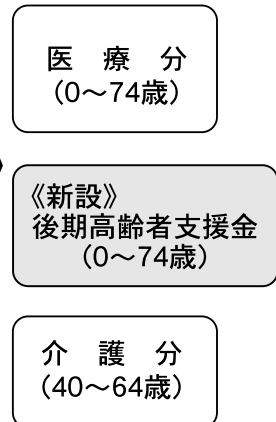
この4割の負担分を「後期高齢者支援金」として、新たに保険税として算定することとなりました。これは、国民健康保険加入者だけでなく、社会保険などの健保組合加入者においても後期高齢者支援金はご負担いただくこととなります。

国民健康保険税の算定方法

従来の算定方法



平成20年度からの算定方法



課税限度額について

平成20年度より課税限度額についても、地方税法施行令の改正に伴い、町でも見直す予定となっております。現在の時点で国より示されている平成20年度からの課税限度額は以下のとおりです。

【平成19年度】



【平成20年度】

